

第20回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和7年2月27日(木) 13時30分
第20回斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和7年2月27日(木) 13時24分

3. 閉 会 令和7年2月27日(木) 14時06分

4. 出席委員

1番 石井	2番 尾崎	3番 市村	4番 中島	5番 菅野
6番 泉	7番 舟窪	8番 波多野	9番 小口	10番 小池
11番 田中	12番 武正	13番 羽田野	14番 星	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 3番—市村委員

6. 議事録署名委員 12番—武正委員 13番—羽田野委員

7. 付議議件 議案第95号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第97号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について
議案第98号 土地の現況地目証明願いについて

8. 農業委員会事務局職員

事務局 笠谷 俊介
 廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	第20回斜里町農業委員会総会を開催いたします。 本日の欠席委員は3番一市村委員です。 出席委員は16名中15名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。 議長よろしく申し上げます。
議長	それでは第20回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名員に、12番一武正委員、13番一羽田野委員を委嘱します。 日程2、議案第95号、農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。
事務局	議案第95号、農地法第18条の規定による合意解約通知について 下記の通り提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。 番号1、関係の土地については、字豊倉39筆、地目畑、合計面積は133,380.80㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成27年2月24日から令和7年2月23日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年2月1日となっております。 番号2、関係の土地については、字豊倉6筆、地目畑、合計面積は12,938㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成27年2月24日から令和7年2月23日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年2月14日となっております。 番号3、関係の土地については、字大栄1筆、地目畑、合計面積は49,439㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年12月1日から令和11年12月24日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡し時期は令和7年2月5日となっております。 番号4、関係の土地については、字来運他21筆、地目畑、合計面積は163,488㎡、利用権の種類は使用貸借、契約期間は平成2年5月30日から令和12年5月29日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡し時期は令和7年2月13日となっております。 番号5、関係の土地については、字豊倉1筆、地目畑、合計面積は10,523㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和2年12月23日から令和13年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡し時期は令和7年1月28日となっております。
議長	合意解約通知について確認決定してよろしいですか。
全員	よろしいです。
議長	それでは決定とします。

事務局

日程3、議案第96号、農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。

議案第96号農地法第3条の規定による許可申請について

農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。

区分1、関係の土地については字越川5筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は43,442 m²、申請の理由は譲渡人が所有農地を自作しないため譲渡したい、譲受人が農地を買い受け、農業経営の充実を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分2、関係の土地については字越川2筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は49,575 m²、申請の理由は譲渡人が所有農地を自作しないため譲渡したい、譲受人が経営規模拡大のために譲り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分3、関係の土地については字越川1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は49,419 m²、申請の理由は譲渡人が既に離農しているため、農地を売り渡したい、譲受人が農地を買い受け、農業経営の充実を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分4、関係の土地については字豊倉39筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は133,380.80 m²、申請の理由は譲渡人が所有地を自作しないため譲渡したい、譲受人が経営規模拡大のために譲り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分5、関係の土地については字三井4筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は35,940 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているので申請地を譲り渡したい、譲受人が申請地を譲り受けて営農規模を拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分6、関係の土地については字大栄1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は49,439 m²、申請の理由は譲渡人が農業をしないので譲渡したい、譲受人が譲り受けて農作業の効率化を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分7、関係の土地については字峰浜1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は48,530 m²、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分8、関係の土地については字豊里3筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は21,338 m²、申請の理由は貸人が申請地は自己耕作物量が期待できないため賃貸したい、借人が申請地を借受け、経営規模拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分9、関係の土地については字越川4筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は8,651 m²、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が

経営規模拡大のために借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分10、関係の土地については字三井2筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 33,721 m²、申請の理由は貸人が離農したので、申請地を賃貸したい、借人が申請地を賃借し、営農規模を拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分11、関係の土地については字三井1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は 39,533 m²、申請の理由は貸人が離農したので、申請地を賃貸したい、借人が申請地を賃借し、営農規模を拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分12、関係の土地については字以久科北1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は 26,400 m²、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のために借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分13、関係の土地については字以久科南2筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 52,576 m²、申請の理由は貸人が既に離農しているため、賃貸したい、借人が農地を借受け、農業経営の充実を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分14、関係の土地については字豊倉1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は 11,346 m²、申請の理由は貸人が今後土地を使わないので土地を貸付したい、借人が申請地を借受け、農業したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分15、関係の土地については字豊倉5筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 51,028 m²、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のために借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分16、関係の土地については字美咲1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は 36,443 m²、申請の理由は貸人が既に離農しているため、賃貸したい、借人が農地を借受け、農業経営の充実を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分17、関係の土地については字美咲1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は 37,527 m²、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のために借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りです。

区分18、関係の土地については字美咲2筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 96,099 m²、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため、貸し付けたい、借人が経営規模拡大のために借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

	区分19、関係の土地については字来運他20筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は159,938 m²、申請の理由は譲渡人が後継者である譲受人に申請地を譲渡したい、譲受人が申請地を譲り受けて営農規模を拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 位置図については10～12頁に記載となっています。 現地調査について区分1～2は2月18日(火)菅野委員、波多野委員、星委員、区分3は2月18日(火)波多野委員、菅野委員、星委員、区分4は2月18日(火)星委員、小口委員、波多野委員、区分5は2月18日(火)小口委員、菅野委員、星委員、区分6は2月19日(水)舟窪委員、田中委員、中島委員、区分7は2月17日(月)小池委員、尾崎委員、泉委員、区分8～10は2月18日(火)菅野委員、星委員、小口委員、区分11～14は2月18日(火)菅野委員、小口委員、星委員、区分15は2月18日(火)星委員、菅野委員、小口委員、区分16～18は2月19日(水)田中委員、羽田野委員、武正委員、区分19は2月19日(水)武正委員、中島委員、田中委員で行っております。 別紙の農地法第3条調査書の通り農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。
議長	区分1～2の現地確認委員、菅野委員どうでしたか。
菅野委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1～2について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1～2について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分3の現地確認委員、波多野委員どうでしたか
波多野委員	問題ありません。
議長	区分3を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分3について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分4の現地確認委員、星委員どうでしたか。

星委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分4について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分4について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分5の現地調査委員、小口委員どうでしたか。
小口委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分5について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分5について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分6の現地調査委員、舟窪委員どうでしたか。
舟窪委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分6について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分6について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分7の現地調査委員、小池委員どうでしたか。
小池委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分7について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分7について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分8～10の現地調査委員、菅野委員どうでしたか。

菅野委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分8～10について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分8～10について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分11～14の現地調査委員、菅野委員どうでしたか。
菅野委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分11～14について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分11～14について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分15の現地確認委員、星委員どうでしたか。
星委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分15について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分15について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分16～18の現地調査委員、田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分16～18について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分16～18について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。

	区分19の現地調査委員、武正委員どうでしたか。
武正委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分19について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分19について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程4、議案第97号、斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。
事務局	議案第97号斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)所有権の移転関係 番号1、関係の土地については、字越川11筆、地目畑、合計面積は 97,791 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地売買支援事業となっております。価格は 26,462 千円、10a 単価 271 千円となっております。 番号2、関係の土地については、字以久科北4筆、地目畑、合計面積は 59,652 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地売買支援事業となっております。価格は 14,137 千円、10a単価 237 千円となっております。 位置図については同頁記載となっております。 別紙、農業経営基盤強化促進法第18条3項の調査書の確認をお願いします。 以上です。
議長	(1)所有権の設定関係について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 つづいて(2)利用権の設定関係について、説明願います。
事務局	(2)利用権の設定関係 番号1、関係の土地については、字朱円1筆、地目畑、面積は 22,464 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法の記載の通り、借賃は10a単価 2,790 円となっております。 位置図については同頁記載となっております。 別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項調査書も併せて確認をお願いします。

	以上です。
議長	(2)利用権の設定関係について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 日程5、議案第98号、土地の現況地目証明願いについて説明をお願いします。
事務局	議案第98号土地の現況地目証明願いについて 次の申請について審議を求める。 番号1、関係の土地については字越川1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は 637 m ² 、証明を必要とする理由については、地目変更登記申請のためとなっております。 番号2、関係の土地については字来運1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は 3,550 m ² 、証明を必要とする理由については、地目変更登記申請のためとなっております。 位置図については同頁に記載の通りとなっています。 現地確認について番号1は2月25日(火)波多野委員、星委員、菅野委員、番号2は2月25日(火)武正委員、星委員、島田委員で行っています。以上です。
議長	番号1、現地調査委員、波多野委員どうでしたか。
波多野委員	問題ありません。
議長	問題なしということで、番号1を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	現地調査の結果、番号1を異議なしと認め決定します。 番号2、現地調査委員、武正委員どうでしたか。
武正委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、番号2を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。

議長	現地調査の結果、番号2を異議なしと認め決定します。 ここで休憩とし、日程6その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第20回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顚末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和7年2月27日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 羽田野 達也

議事録署名委員 武正 祐一